

熊本市公報

第 1370 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 17 号）	17
○市道の区域変更（告示第 18 号）	17
○熊本市放置自動車防止条例による移動及び保管（告示第 20 号）	17
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 21 号）	18
○放置自転車の売却等（告示第 22 号）	18
○平成 25 年度市税督促状の公示送達（告示第 24 号）	19
○放置自転車の移動及び返還（告示第 26 号）	19
○放置自転車の移動及び返還（告示第 27 号）	20
○放置自転車の売却等（告示第 28 号）	21
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 29 号）	21
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 30 号）	22
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 31 号）	22
○生活保護法による指定医療機関の休止（告示第 32 号）	23
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 33 号）	23
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 34 号）	23
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 35 号）	25
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（告示第 37 号）	25
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定（告示第 38 号）	25
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 39 号）	26
○介護福祉法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 42 号）	26
○参加差押通知書の公示送達（告示第 43 号）	26
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 44 号）	27
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 45 号）	27

公 告

○熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更（第 3 回）の認可（公告第 21 号）	28
○開発行為に関する工事の完了（公告第 25 号）	28
○道路位置指定（公告第 26 号）	28
○道路位置指定の変更（公告第 27 号）	29
○道路位置指定の廃止（公告第 28 号）	29

○開発行為に関する工事の完了（公告第 30 号）	30
○開発行為に関する工事の完了（公告第 31 号）	30
○開発行為に関する工事の完了（公告第 35 号）	30
○開発行為に関する工事の完了（公告第 36 号）	31
○開発行為に関する工事の完了（公告第 37 号）	31
○差押財産の公売（公告第 41 号）	31
○開発行為に関する工事の完了（公告第 46 号）	33
○開発行為に関する工事の完了（公告第 48 号）	33
○開発行為に関する工事の完了（公告第 49 号）	33
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 50 号）	34
○差押財産の公売（公告第 51 号）	34
○開発行為に関する工事の完了（公告第 52 号）	37
○開発行為に関する工事の完了（公告第 66 号）	37

中　　央　　区

○住民票の職権消除（中央区告示第 2 号）	37
○住民票の職権消除（中央区告示第 3 号）	38

東　　区

○住民票の職権消除（東区告示第 2 号）	38
----------------------	----

上下水道局

○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 3 号）	38
○排水設備指定工事店の指定取消し（上下水道局告示第 4 号）	38
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 5 号）	39
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 6 号）	39

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 1 号）	39
---------------------------	----

監　　査

○監査結果に基づき市長等が講じた措置について（監査委員監査）（監委公告第 1 号）	40
○監査結果に基づき市長等が講じた措置について（外部監査）（監委公告第 2 号）	59

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 1 号）	66
○農業委員会総会の招集（農委公告第 2 号）	66

告示

告示 第 17 号

平成 26 年 1 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

西里校区第 20 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市下硯川町 78 番地 1、147 番地から 293 番地、316 番地から 469 番地 6（ただし、320 番地 4 は除く。）、474 番地 2～3、475 番地 1、同番地 3～5、482 番地 1 から 523 番地 3、902 番地 3、同番地 7、903 番地 1、1831 番地 6、1834 番地 1、1835 番地 3～4、鹿子木町 34 番地 4、35 番地 1、同番地 3～6 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市北区下硯川町 78 番地 1、147 番地から 293 番地、316 番地から 469 番地 6（ただし、320 番地 4 は除く。）、474 番地 2～3、475 番地 1、同番地 3～5、482 番地 1 から 523 番地 3、902 番地 3、同番地 7、903 番地 1、1831 番地 6、1834 番地 1、1835 番地 3～4、鹿子木町 34 番地 4、35 番地 1、同番地 3～6 までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市下硯川町 363 番地 6」を「熊本市北区下硯川町 363 番地 6」に改める。

告示 第 18 号

平成 26 年 1 月 16 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
17-75	野口町荒尾町第 3 号線	南区荒尾三丁目 2008 番地先から 南区荒尾三丁目 2009 番地先まで	旧	3.5 ～ 10.2	27.7
		南区荒尾三丁目 2008 番地先から 南区荒尾三丁目 2009 番地先まで	新	8.0 ～ 13.4	27.7

告示 第 20 号

平成 26 年 1 月 17 日

熊本市放置自動車防止条例（平成 14 年市条例第 30 号）第 15 条第 1 項の規定により、次の放置自動車を市が移動し保管したので告示する。

この自動車の所有者等は、至急市に連絡の上、引取り手続きをしなければならない。

引取り手続きがない場合は、条例の規定に基づき処分等を行い、これに要した費用を請求する。

熊本市長 幸山政史

1 放置場所	熊本市中央区黒髪六丁目 8 番 19 号地先				
	メーカー、車名	種別	塗色	自動車登録番号標等	車台番号
2 放置自動車の形状等	HONDA T o d a y	原付	黒	熊本市 た 13080	不明
3 移動・保管日時	平成 24 年 8 月 6 日 午後 3 時頃				
4 保管場所	熊本市北区八景水谷一丁目 2 番地内 (北部土木センター八景水谷倉庫内)				
5 連絡先	熊本市都市建設局北部土木センター維持課 熊本市北区鹿子木町 66 電話番号 096-245-5050				

告示 第 21 号

平成 26 年 1 月 20 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
12 月 24 日	はり札等	31	上南部・下南部・龍田・白山・長嶺・帶山	12 月 25 日
	立看板等	16	上南部・楠	
12 月 27 日	はり札等	1	坪井	12 月 28 日
1 月 6 日	はり札等	11	麻生田・八景水谷	1 月 7 日
1 月 7 日	立看板等	5	尾ノ上・錦ヶ丘・上水前寺	1 月 8 日
1 月 10 日	はり札等	6	八王寺	1 月 11 日
1 月 14 日	はり札等	2	野口・龍田	1 月 15 日
	立看板等	1	龍田	
1 月 16 日	はり札等	2	土河原・島町	1 月 16 日
保管場所 熊本市花畠別館（熊本市中央区花畠町 3-1）				

告示 第 22 号

平成 26 年 1 月 21 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 1

3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 26 年 1 月 21 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 10 台

告 示 第 24 号

平成 26 年 1 月 22 日

平成 25 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

(1) 市県民税（普通徴収） 10 件

(2) 市県民税（特別徴収） 20 件

(3) 法人市民税 2 件

告 示 第 26 号

平成 26 年 1 月 24 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 26 年 1 月 16 日 熊本駅前自転車駐輪場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 4 月 26 日まで

2 移動・保管台数

自転車 120 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告示 第 27 号
平成 26 年 1 月 27 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成 26 年 1 月 6 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通駐輪場、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、西区二本木五丁目 1 、南区八幡六丁目 1 、並木坂エリア、リア
 - イ 平成 26 年 1 月 7 日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
 - ウ 平成 26 年 1 月 9 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア
 - エ 平成 26 年 1 月 10 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア
 - オ 平成 26 年 1 月 14 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、水道町エリア
 - カ 平成 26 年 1 月 16 日 東区戸島三丁目 4
 - キ 平成 26 年 1 月 17 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、中央区大江五丁目 11 、並木坂エリア
 - ク 平成 26 年 1 月 20 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区世安町 499 、東区健軍二丁目 13 、並木坂エリア
 - ケ 平成 26 年 1 月 22 日 手取エリア、新市街エリア、森都心プラザ、辛島エリア、水道町エリア、東区桜木一丁目 12 、東区昭和町 11 、並木坂エリア
 - (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成 26 年 4 月 29 日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 148 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 2 8 号

平成 26 年 1 月 27 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 26 年 1 月 27 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 133 台

告 示 第 2 9 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・申請者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
駕町ひろなか歯科 熊本市中央区安政町 2-34-2 F 弘中 一郎	歯科	平成 25 年 12 月 1 日
杉野歯科医院 熊本市西区春日二丁目 13-3 杉野 東生	歯科・小児歯科	平成 26 年 1 月 8 日
(薬局)		
カトレア薬局 熊本市西区花園一丁目 20-63 株式会社ファーマダイワ 代表取締役 岡山 善郎	薬局	平成 25 年 12 月 1 日
(柔道整復)		
うめだ整骨院 梅田 浩司 熊本市中央区新大江一丁目 23-6 1F 梅田 浩司	柔道整復	平成 25 年 12 月 3 日
おはな整骨院 上南部院 梶原 優香 熊本市東区上南部四丁目 8-26 1F 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 1 月 15 日
C. A. P 整骨院 磯野 傑 熊本市東区新南部三丁目 2-85 花ノ木ハイム 101 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 1 月 15 日

告 示 第 3 0 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名（住所）		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	松元整形・外科 熊本市北区飛田四丁目 10-10 医療法人 順徳会 理事長 松元 公	平成 26 年 1 月 1 日	医療機関名 称変更
旧	松元外科医院 熊本市北区飛田四丁目 10-10 医療法人 順徳会 理事長 松元 公		
(薬局)			
新	こうう薬局 熊本市東区湖東一丁目 2-20 株式会社 天草調剤薬局 代表取締役 川口 敏郎 (天草市東町 85)	平成 25 年 12 月 3 日	開設者所在 地変更
旧	こうう薬局 熊本市東区湖東一丁目 2-20 株式会社 天草調剤薬局 代表取締役 川口 敏郎 (天草市東町 105)		

告 示 第 3 1 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		廃止年月日
(医科)		
渡辺医院 熊本市中央区黒髪三丁目 8-10 渡邊 晋		平成 25 年 12 月 31 日
賀来脳神経外科 熊本市中央区呉服町 3-60 医療法人 賀来会 理事長 賀来 隆之		平成 25 年 12 月 28 日
(歯科)		
弘中歯科医院 熊本市南区近見六丁目 16-29 弘中 一郎		平成 25 年 11 月 30 日
(薬局)		
カトレア薬局 熊本市西区花園一丁目 20-63 有限会社 カトレア薬局 代表取締役 村上 久俊		平成 25 年 11 月 30 日

(柔道整復)	
おはな整骨院 梶原 優香 熊本市中央区帯山七丁目 18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成 26 年 1 月 7 日

告 示 第 3 2 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(あん摩・マッサージ)	
後藤マッサージ院 後藤 愛子 熊本市中央区妙体寺町 4-15	平成 25 年 11 月 30 日
熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	

告 示 第 3 3 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
奥村歯科医院 熊本市中央区上林町 1-19 奥村 敏之	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 12 月 19 日
せんだメディカルディケアセンター ディーバ 熊本市中央区島崎一丁目 33 番 11 号 医療法人 CCR 理事長 千田 治道	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 26 年 1 月 1 日
デイサービス サペリア 熊本市中央区大江本町 7 番地 9 株式会社ビクトリア 代表取締役 渕上 裕史	通所介護・介護予防通所介護	平成 26 年 1 月 1 日
聖心堂薬局 熊本市西区二本木二丁目 4-4 株式会社 聖心堂 代表取締役 神崎 慎典	介護予防居宅療養管理指導	平成 26 年 1 月 14 日
しなべ薬局 熊本市東区新南部二丁目 7-60 有限会社エングロー 代表取締役 神山 悟朗	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 12 月 26 日

告 示 第 3 4 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：こうう薬局 所在地：熊本市東区湖東一丁目 2-20 開設者：株式会社 天草調剤薬局 熊本県天草市東町 85 代表取締役 川口 敏郎	平成 25 年 12 月 3 日	その他変更
旧	介護機関名称：こうう薬局 所在地：熊本市東区湖東一丁目 2-20 開設者：株式会社 天草調剤薬局 熊本県天草市東町 105 代表取締役 川口 敏郎		
新	介護機関名称：ライフケアわかば 所在地：熊本市東区若葉六丁目 3-58 開設者：居宅介護支援事業所ライフケアわかば 熊本県東区若葉六丁目 3-58 金栗 千榮子	平成 25 年 12 月 1 日	所在地変更
旧	介護機関名称：ライフケアわかば 所在地：熊本市東区健軍三丁目 25-14 開設者：居宅介護支援事業所ライフケアわかば 熊本県東区若葉六丁目 3-58 金栗 千榮子		
新	介護機関名称：QCC熊本 所在地：熊本市東区長嶺南三丁目 2-86 開設者：有限会社クオリティコントロールセンター 熊本県東区長嶺南三丁目 2-86 代表取締役 石橋 啓介	平成 25 年 10 月 1 日	名称変更
旧	介護機関名称：TACレンタルサービス 所在地：熊本市東区長嶺南三丁目 2-86 開設者：有限会社クオリティコントロールセンター 熊本県東区長嶺南三丁目 2-86 代表取締役 石橋 啓介		
新	介護機関名称：居宅介護支援事業所ミューズ 所在地：熊本県中央区島崎一丁目 33-11 開設者：医療法人CCR 熊本県中央区島崎一丁目 32-1 理事長 千田 治道	平成 26 年 1 月 1 日	所在地変更
旧	介護機関名称：居宅介護支援事業所ミューズ 所在地：熊本県中央区島崎一丁目 32-1 開設者：医療法人CCR 熊本県中央区島崎一丁目 32-1 理事長 千田 治道		

告 示 第 3 5 号

平成 26 年 1 月 28 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
指定通所介護昭孝園新南部ステーション 熊本市東区新南部三丁目 7-133 有限会社健康福祉社アフティアール 代表取締役 柿木 孝哉	平成 26 年 1 月 31 日
ファミリー介護サービス味噌天神 熊本市中央区大江本町 7-9 ビクトリアビル 株式会社ファミリー介護サービス 代表取締役 渕上 裕史	平成 25 年 12 月 31 日

告 示 第 3 7 号

平成 26 年 1 月 29 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

(1) シャトレ

熊本市東区若葉一丁目 12 番 1 号

(2) ゆうワーカス

熊本市中央区平成三丁目 7 番 10 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) NPO 法人ル・シエルくまもと

熊本市中央区出水七丁目 69 番 16 号 石津 棟嘆

(2) NPO 法人ゆうステーション熊本

熊本市中央区平成三丁目 7 番 10 号 梅木 健一郎

3 指定年月日

平成 26 年 2 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 就労継続支援 B 型

(2) 就労継続支援 B 型

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 知的障害者、精神障害者、難病患者

(2) 特定無し

告 示 第 3 8 号

平成 26 年 1 月 29 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- 指定相談支援事業所 いこい計画
熊本中央区内坪井町3-18
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 熊本地域協働システム研究所
熊本中央区内坪井町3-1 宮田 喜代志
- 3 指定年月日
平成26年2月1日
- 4 主たる対象とする障害の種類
特定無し

告示 第 39 号

平成26年1月29日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 事業所の名称及び所在地
指定相談支援事業所 いこい計画
熊本中央区内坪井町3-18
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 熊本地域協働システム研究所
熊本中央区内坪井町3-1 宮田 喜代志
- 3 指定年月日
平成26年2月1日

告示 第 42 号

平成26年1月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定及び同法第54条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14並びに同法第115条の20及び同法施行規則第140条の31の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
439010 1410	小規模多機能型居宅介護 和の郷 熊本西区中原町504番地	有限会社 モトム総合企画 熊本西区中島町1581番地 代表取締役 白井 清	平成26年2月1日	小規模多機能型居宅介護
439010 1410	小規模多機能型居宅介護 和の郷 熊本西区中原町504番地	有限会社 モトム総合企画 熊本西区中島町1581番地 代表取締役 白井 清	平成26年2月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護

告示 第 43 号

平成26年1月31日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第2項、第4項の規定に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20

条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

国税徵収法第 86 条第 2 項に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

国税徵収法第 86 条第 4 項に基づく参加差押通知書の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

告 示 第 4 4 号

平成 26 年 1 月 31 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

沈目自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「野口登壽雄」を「森本正二」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県下益城郡城南町大字沈目 1769 番地 2」を「熊本市南区城南町沈目 665 番地 1」に改める。

(3) 事務所の所在地

「熊本県下益城郡城南町大字沈目 1769 番地 2」を「熊本市南区城南町沈目 665 番地 1」に改める。

告 示 第 4 5 号

平成 26 年 1 月 31 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
心臓血管 外科	後藤 平明	朝日野総合病院	熊本市北区室園町 1 2 番 10 号	平成 26 年 1 月 1 日
眼 科	渡邊 慶	北部眼科・小児眼科	熊本市北区四方寄町 1281 番地 1	平成 26 年 1 月 31 日
循環器内 科	名幸 久仁	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁 目 1 番 60 号	平成 26 年 1 月 31 日
整形外科	岡野 博史	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二 丁目 1 番 1 号	平成 26 年 1 月 31 日
整形外科	細川 浩	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二 丁目 1 番 1 号	平成 26 年 1 月 31 日
整形外科	高橋 知幹	熊本機能病院	熊本市北区山室六丁 目 8 番 1 号	平成 26 年 1 月 31 日

整形外科	高田 真一	西日本病院	熊本市東区八反田三 丁目 20 番 1 号	平成 26 年 1 月 31 日
小児科	蓮沼 昇	くまもと江津湖 療育センター	熊本市東区画団町大 字重富 575 番地	平成 26 年 1 月 31 日

公 告

公 告 第 2 1 号

平成 26 年 1 月 16 日

熊本都市計画事業田井島南土地区画整理事業の事業計画変更（第3回）について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 21 条第 1 項の規定により認可したので、同法第 39 条第 4 項の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 組合の名称

熊本市田井島南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成 21 年 8 月 4 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

3 施行地区

熊本市南区田井島三丁目、良町一丁目、良町四丁目の各一部

4 事務所の所在地

熊本市南区田井島三丁目 8 番 1 号

5 設立認可の年月日

平成 21 年 8 月 4 日

6 事業計画変更認可の年月日

平成 26 年 1 月 15 日

公 告 第 2 5 号

平成 26 年 1 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中島町字井手下 1484 番 2

410.54 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市西区新土河原二丁目 11 番 1 号 グランフィーネ新土河原 201 号

吉田 誠二

公 告 第 2 6 号

平成 26 年 1 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

指定番号 熊本市指令 (建指)	指定年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
第H25-020号	平成25年10月8日	熊本市東区桜木四丁目 158番4	4.02	48.09
第H25-022号	平成25年10月9日	熊本市中央区上水前寺 二丁目97番4	4.01～ 4.03	19.29
第H25-023号	平成25年10月28日	熊本市北区池田三丁目 982番4	4.02～ 4.52	39.70
第H25-024号	平成25年10月10日	熊本市西区春日八丁目 476番5、477番2	4.00	19.44
第H25-025号	平成25年10月25日	熊本市南区日吉一丁目 1358番264	4.01～ 4.03	39.34
第H25-026号	平成25年10月25日	熊本市北区龍田八丁目 1167番1	4.00～ 5.01	22.14
第H25-027号	平成25年10月30日	熊本市東区長嶺東七丁 目1019番4	5.00～ 5.01	20.35
第H25-028号	平成25年10月29日	熊本市東区戸島六丁目 1740番14、174 0番15	4.01	8.47
第H25-029号	平成25年11月8日	熊本市北区清水東町6 番2	4.00～ 4.01	48.62
第H25-030号	平成25年12月12日	熊本市東区桜木五丁目 291番13、291番 16	4.01～ 4.08	29.60
第H25-032号	平成25年12月25日	熊本市東区山ノ内二丁 目3015番7、301 5番8、3015番12	4.02～ 4.50	52.94

公 告 第 2 7 号

平成 26 年 1 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を変更したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

/	指定番号 熊本市指令 (建指)	指定年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
前	第H25-011号	平成25年6月7日	熊本市大江三丁目 8番73	4.01～ 4.34	32.31
後	第H25-021号	平成25年10月3日	熊本市中央区大江 三丁目8番73、8 番85	4.02～ 4.17	34.73

公 告 第 2 8 号

平成 26 年 1 月 16 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅 員 (m)	延 長 (m)
平成 25 年 12 月 26 日	熊本市東区保田窪四丁目 726 番 17	4. 00	31. 20

公 告 第 3 0 号

平成 26 年 1 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区画図町大字重富字横塘 815 番

351.62 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区画図東一丁目 7 番 30 号 マーカス画図 1 番館 202

田尻 浩一

公 告 第 3 1 号

平成 26 年 1 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区野口三丁目 961 番、962 番

1, 961.62 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 泉 清

熊本市南区田迎一丁目 7 番 14 号

株式会社 松栄パナホーム熊本

代表取締役 木村 洋志

公 告 第 3 5 号

平成 26 年 1 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区佐土原一丁目 3621 番 1 の一部

2, 862.68 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区高平二丁目 14 番 53 号

株式会社 川崎ハウジング

代表取締役 若林 和彦

公 告 第 3 6 号

平成 26 年 1 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区中原町字古堂 566 番 1

234.86 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区並建町 341 番地

甲斐 良彦

公 告 第 3 7 号

平成 26 年 1 月 20 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区城山半田三丁目 1251 番、1253 番 1、1253 番 2、1254 番、1255 番、
1256 番及び里道、水路

1,460.96 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本中央区平成三丁目 16 番 27 号

株式会社 九建ホーム

代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 4 1 号

平成 26 年 1 月 22 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 公売財産の種類

動産等

- 2 公売財産の名称、数量、見積価額及び公売保証金

売却区分 分番号	名称	数量	見積価格	公売保 証金
1	皿鉢揃	1	¥1,000	¥0
2	蒸し兼用鍋セット	1	¥2,000	¥0
3	綿毛布	1	¥1,900	¥0
4	シルク混肌掛ふとん	1	¥1,900	¥0
5	シルク混トルマリン綿入肌ふとん	1	¥2,000	¥0
6	ニューマイヤー毛布	1	¥1,900	¥0

7	合わせ毛布	1	¥ 1,900	¥ 0
8	商品券①	1	¥ 3,500	¥ 0
9	商品券②	1	¥ 7,000	¥ 0
10	商品券③	1	¥ 2,100	¥ 0
11	商品券④	1	¥ 5,600	¥ 0
12	ゴルフボール	1	¥ 1,700	¥ 0
13	ハンドバッグ	1	¥ 800	¥ 0
14	ニンテンドー3DSセット	1	¥ 10,800	¥ 0
15	液晶テレビ①	1	¥ 21,000	¥ 0
16	液晶テレビ②	1	¥ 13,000	¥ 0
17	液晶テレビ③	1	¥ 12,200	¥ 0
18	ハイビジョンレコーダー	1	¥ 5,200	¥ 0

引渡しは全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法

入札

4 公売の日時及び場所

平成26年2月15日（土） 10時30分から10時40分まで

熊本県熊本総合庁舎4F中会議室

住所 熊本市中央区南千反畠町4-33

5 開札の日時及び場所

平成26年2月15日（土） 10時40分から

熊本県熊本総合庁舎4F中会議室

住所 熊本市中央区南千反畠町4-33

6 売却決定の日時及び場所

平成26年2月15日（土） 開札後即時

熊本県熊本総合庁舎4F中会議室

住所 熊本市中央区南千反畠町4-33

7 買受代金の納付の期限

平成26年2月15日（土） 13時まで

（但し、地方税法第19条の7第2項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）

8 買受人についての資格その外の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は買受人となることができない。

9 その外の公売要件

(1) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。

(2) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。

(3) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。

- (4) 公売財産取得後の損害の負担は、買受人が負う。
- (5) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9 番窓口）で閲覧することができる。
- (6) 公売財産が自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局及び自動車検査登録事務所が、九州運輸局熊本運輸支局以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送によって行う。
- (7) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (8) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、公売の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。
- (9) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

公 告 第 4 6 号

平成 26 年 1 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町鞍掛字塚ノ元 1290 番 3、1290 番 4
474.52 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区龍田一丁目 10 番 16-3 号
境 まり子

公 告 第 4 8 号

平成 26 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区御領五丁目 595 番
3,119.67 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南四丁目 11 番 5 号
中島 裕司

公 告 第 4 9 号

平成 26 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区御領六丁目 25 番 1、25 番 3、25 番 4、25 番 5、29 番 1、29 番 2
4,366.26 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東八丁目 14 番 40 号

株式会社 アイディエス
代表取締役 伊藤 照明

公 告 第 5 0 号
平成 26 年 1 月 29 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 1 月 7 日付け熊本市公告第 776 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 26 年 2 月 28 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 26 年 1 月 30 日

至 平成 26 年 2 月 28 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区役所総務企画課

熊本市東区役所農業振興課

熊本市西区役所農業振興課

熊本市南区役所農業振興課

熊本市北区役所農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 26 年 3 月 17 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 5 1 号
平成 26 年 1 月 29 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 公売財産の種類 動産

2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却区分 分番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	シャンプー① AX I サマーシャンプー クールマリン 2本	1, 600円	0円
2	シャンプー② AX I サマーシャンプー クールマリン 2本	1, 600円	0円
3	シャンプー③ AX I サマーシャンプー クールマリン 2本	1, 600円	0円
4	シャンプー④ AX I 薬用シャンプー M 2本	2, 200円	0円
5	シャンプー⑤ AX I 薬用シャンプー M 2本	2, 200円	0円
6	シャンプー⑥ AX I 薬用シャンプー M 2本	2, 200円	0円
7	シャンプー⑦ AX I 薬用シャンプー M 2本	2, 200円	0円
8	モロッカンオイル エクストラ ボリュームシャンプー 1 本 モロッカンオイル リストレー ティブヘアマスク 1個	3, 100円	0円
9	トリートメント① ランポス プロスキュール サマーシトラストリートメン トSB	1, 100円	0円
10	トリートメント② ランポス プロスキュール サマーシトラストリートメン トSB	1, 100円	0円
11	トリートメント③ モロッカンオイル リストレー ティブヘアマスク	1, 800円	0円
12	フィニッシング モロッカンオイル グリマーシャイン	1, 300円	0円
13	ケアスタイリング モロッカンオイル ハイドレーティング スタイリングク リーム	1, 500円	0円
14	ケアスタイリング モロッカンオイル ハイドレーティング スタイリングク リーム	1, 500円	0円
15	ショルダーバッグ (COACH 黒)	4, 000円	0円
16	指輪 (金・プラチナ・ダイヤ)	21, 600円	0円

全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法 セリ売り

4 公売参加申込期間 平成26年2月13日(木)午後1時から平成26年2月25日(火)午後
11時まで

- 5 セリ売り期間 平成 26 年 3 月 4 日 (火) 午後 1 時から平成 26 年 3 月 6 日 (木) 午後 11 時まで
- 6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
- 7 売却決定日時及び場所
- (1) 日時 平成 26 年 3 月 7 日 (金) 午前 10 時
- (2) 場所 熊本市役所納税課
- 8 買受代金の納付期限 平成 26 年 3 月 14 日 (金) 午後 2 時 30 分
(ただし、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書その外の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)
- 9 買受人についての資格その外の要件
国税徴収法第 92 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることができない。
- 10 その外の公売要件
- (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第 92 条の規定に該当する者又は同法第 108 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びセリ売りに参加することはできない。
- (2) 公売財産のセリ売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が 30 万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が 50 万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175 日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して 8 日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) セリ売りにかかる買受の申込は、セリ売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったセリ売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。
なお、最高価申込者決定時においては YAHOO ! JAPAN ID を最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取ること。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所 2 階財政局納税課（9 番窓口）で閲覧することができる。

- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

公 告 第 5 2 号

平成 26 年 1 月 29 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区硯川町字堀ノ内 766 番 1、767 番 1、767 番 4

1, 790. 91 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町滴水 1652-9

医療法人社団 郁栄会

理事長 伊東山 洋一

公 告 第 6 6 号

平成 26 年 1 月 31 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区月出八丁目 2178 番 69、2178 番 619

1, 512. 49 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区帯山三丁目 7 番 20 号

渡瀬 幸男

中 央 区

中 央 区 告 示 第 2 号

平成 26 年 1 月 17 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 1 月 15 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 3 号

平成 26 年 1 月 23 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 1 月 17 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前渕 啓子

以下、登載省略

東 区

東区告示第 2 号

平成 26 年 1 月 21 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 26 年 1 月 17 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西島 徹郎

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 3 号

平成 26 年 1 月 16 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 708 号	上益城郡甲佐町仁田子 511 番地 1 岩下設備 代表者 岩下 祐輝	平成 26 年 1 月 10 日

上下水道局告示第 4 号

平成 26 年 1 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 14 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 22 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 669 号	八代市大福寺町 602 番地 1 落合設備 代表者 落合 知之	平成 26 年 1 月 15 日

上下水道局告示第 5 号

平成 26 年 1 月 24 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 4 号の規定による届出があつたので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 524 号	熊本市東区神園二丁目 5 番 30 号 株式会社アクリア 代表取締役 松本 正一	平成 26 年 1 月 22 日 営業所移転

上下水道局告示第 6 号

平成 26 年 1 月 28 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 709 号	宇城市不知火町高良 2210 番地 株式会社モリオ建設工業 代表取締役 森崎 守雄	平成 26 年 1 月 24 日

教育委員会

教委告示第 1 号

平成 26 年 1 月 22 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

1 日時

平成 26 年 1 月 27 日（月） 午後 2 時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7 階 会議室

3 議案

- (1) 熊本市立高等学校条例の一部改正について
- (2) 熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- (3) 熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
- (4) 熊本博物館条例の一部を改正する条例について
- (5) 熊本市社会教育委員条例の一部を改正する条例について

4 協議

- (1) 熊本市教育振興基本計画の見直しについて
- (2) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について

(3) 熊本市立特別支援学校小・中学部整備基本計画（素案）について

(4) 熊本市学校規模適正化基本方針（素案）について

(5) 熊本市いじめ防止基本方針（案）について

5 報告

(1) 体罰調査結果について

(2) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査の実施について

(3) 熊本市立高等学校における平成 26 年度使用予定教科用図書について

(4) 平成 25 年第 4 回定例市議会報告について

(5) 広報・公聴関係について

監 査

監 委 公 告 第 1 号

平成 26 年 1 月 31 日

監査結果に基づき、又は監査の結果を参考にして講じた改善策について、熊本市長等より通知があつたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 平 塚 孝 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成 15 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

企画振興局 生涯学習推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><公民館の使用許可変更に伴う使用料の徴収について></p> <p>公民館の使用許可変更申請においては、使用する日、時間帯、使用する部屋を変更できることとされているが、その際の使用料の徴収については何も規程されていない。</p> <p>使用する時間帯や部屋が変更されたことに伴い、追加料金が発生した場合のみ差額を徴収しており、使用料に変更がない場合、もしくは使用料が減額となった場合の還付の処理はなされていない。</p> <p>一方、使用者が使用開始前に使用を取り止め、かつその旨を届け出たときは、既納使用料の半額を還付するよう市長決裁により運用されている。</p> <p>使用許可変更に伴う使用料の取扱い等については、使用許可申請手続きが 3 日前までとされていること、使用中止届に伴う還付が半額とされることなどとの整合性が図れるよう規程を設けられたい。</p>	<p>公民館条例施行規則第 12 条第 3 項にて、規定整備済。</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第 12 条 使用者が使用許可に係る事項を変更しようとするときは、公民館使用許可変更申請書（様式第 5 号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用開始前に使用許可に係る使用日時や施設を変更しようとする者は、1 回に限り前項に規定する申請をすることができる。</p> <p>3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を次条に規定する許可を受ける際に納めなければならない。なお、下回るときの差額は返還しない。</p> <p>使用の手続きについて、初めて使用しようとする者については、3 日前までと規定していたが、使用する時までに改正済。（同条例施行規則第 10 条第 2 項）</p> <p>また、予約システム導入により、極力、変更が生じないような運用を行っている。</p>	<p>平成 22 年 3 月 23 日</p>

平成 23 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

健康福祉子ども局 青少年育成課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><補助金交付事務について></p> <p>熊本市民間児童育成クラブ運営費等補助金については、交付要綱において補助金の交付額を「児童育成クラブの管理・運営に必要な経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額」と「同要綱別表の規定に基づき算出した額（基準額）」を比較して少ないほうの額と定めている。しかしながら、翌年度への繰越金や予備費を含めて算出した額が交付決定され通知されているものが見受けられた。</p> <p>翌年度への繰越金や予備費については、実支出額とは解しがたい経費である。民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱に照らし、厳格な審査に努められたい。</p>	<p>特に保護者会運営のクラブにおいて運転資金に困窮していたため、繰越金を認めていた状況であるが、補助交付申請の時期を5月10日までとしていたものを、4月上旬に提出するよう見直すことにより、早期の補助金交付を行うこととした。</p> <p>上記内容の説明会を、民間児童育成クラブ運営者に対し、平成24年10月4日・5日に実施した。</p> <p>平成25年度分補助金から、繰越金や予備費を実支出額に算入せず、民間児童育成クラブ運営費等補助金交付要綱に照らし、より厳格な審査を実施している。</p>	<p>平成25年 4月1日</p>

平成 23 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

教育委員会事務局 教育政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>学校施設が雨天時に使用不能となった場合、次の使用許可の使用料において、既納使用料を差し引いた額で徴収していたが、学校施設においては、雨天時における使用許可の振替に関する規定はない。</p> <p>「既納使用料返還基準」を準用するのであれば、その規定に基づき適正に使用料の処理を行うよう、補助執行させている関係部署へ指導されたい。また、使用者の利便性を考慮し、利用の実態に即したものとなるよう規則等の改正を含め検討されたい。</p>	<p>学校施設が雨天時に使用不能となった場合、使用許可を振替できるように熊本市立学校施設使用条例施行規則を一部改正した。</p>	平成 25 年 4 月 1 日

平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

環境局 北部クリーンセンター

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約事務について></p> <p>北部クリーンセンターワックス仕上げ業務委託においては、実施伺いで予算額、予定価格とともに 24 万円としていたが、3 社に見積りを徵取した結果、最低価格であった業者と予算額及び予定価格を超えた 31 万 5 千円で契約締結を行っていた。</p> <p>熊本市契約事務マニュアルにおいては、契約を締結する場合その金額は予算の範囲内であることが必要であり、原則として予定価格を超えてはならないとしている。</p> <p>契約事務にあたっては熊本市契約事務マニュアルに則り適切に手続きを行われたい。</p>	<p>平成 24 年度北部クリーンセンターワックス仕上げ業務委託の契約事務では、見積額が予定価格を超えた場合は予算措置を行い、再度予定価格を設定し直したうえで見積もり合わせをもう一度行い、予定価格内で契約を行うべきであった。</p> <p>平成 25 年度の北部クリーンセンターワックス仕上げ業務委託においては、熊本市契約事務マニュアルにもとづき、予定価格の範囲内で適正に契約事務を執行し契約締結を行った。</p> <p>今後も、契約事務を行う際には、熊本市契約事務マニュアルに則り、更なる厳格なチェック体制と適切な契約事務の執行による事務手続きを行うよう徹底する。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

都市建設局 西部土木センター維持課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約事務について></p> <p>随意契約によろうとするときは見積書を徴さなければならぬと熊本市契約事務取扱規則第 15 条第 1 項の規定に規定されている。しかしながら、市道の舗装打換工事において、見積書を徴取することなく契約事務が遂行されていた。</p> <p>これは、すでに下水道工事が着手されていた路線の路面復旧箇所以外の老朽化している路面について、自治会からの要望により舗装打換えを行った工事であり、舗装の仕上がりや住民生活に影響を与える工期等を考慮し当該下水道工事の施工業者を選定、また、設計額も熊本市契約事務取扱規則第 14 条の 2 第 1 号に規定されている限度額を超えないものであったことから、熊本市契約事務マニュアルに習い地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約が締結されていたものである。</p> <p>施工業者が決定し、契約金額も設計金額以内であったとはいっても、見積書は、契約の成立要件である「互いの意思表示の合致」の証ともなる書類であることや、熊本市契約事務取扱規則にもその徴取が規定されていることから、その重要性を再認識し、徴取漏れがないよう最善の注意を払われたい。</p>	<p>随意契約による見積書については、熊本市契約事務取扱規則第 15 条第 1 項の規定に基づき徴取を徹底することとした。また、書類のチェックリストを作成し漏れのないようにした。</p>	<p>平成 25 年 6 月 1 日</p>

平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

東区 区民課・保護課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><現金取扱事務について></p> <p>課の窓口で現金を収納する場合は、出納員の命を受ける分任出納員が現金取扱者となり、領収証に出納員氏名の記載と出納員印の押印だけではなく、取扱者氏名の記載と私印の押印をすることになるが、その取扱者名が、実際にその事務に携わった者ではないケースが散見された。</p> <p>これは、その収納金の主担当である職員を取扱者として固定しているものの、実務上、全ての収納を一人で取り扱うことは不可能であることから、その他の職員が現金を取り扱った際にも、主担当者の氏名と私印を使用していたものである。</p> <p>現金取扱事務においては、あらゆる不正や事故を防止する必要がある。したがって、責任の所在を明確にするうえにおいても、実際の現金取扱者名を記載するよう徹底されたい。</p>	<p><区民課></p> <p>監査の指摘を踏まえ、平成 25 年 2 月 25 日から、手書き領収書を発行する際、取扱者欄に主担当者の氏名ではなく、実際の取扱者が署名、押印することを徹底した。</p> <p><保護課></p> <p>監査の指摘を踏まえ、平成 25 年 3 月 7 日から、手書き領収書を発行する際、取扱者欄に主担当者の氏名ではなく、実際の取扱者が署名、押印することを徹底した。</p> <p>なお、出納員が出納金整理簿と現金領収帳の突合を行う際、取扱者名の記載状況についても確認している。</p>	<p><区民課></p> <p>平成 25 年 2 月 25 日</p> <p><保護課></p> <p>平成 25 年 3 月 7 日</p>

平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

教育委員会事務局 必由館高等学校・千原台高等学校

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜補助金交付事務について＞</p> <p>「熊本市・サンアントニオ市交換留学生（高校生）受入事業実施要綱」によれば、留学生への補助金支給内容のうち、日本スポーツ振興センター掛金、研修旅行費、制服・教科書等物品購入費、交通費（通学等）の支給額は実費あるいは予算の範囲内で実費と規定されているが、これらの領収書の写し等も無く、実費額の確認がなされないまま当初予算額と同額で補助金交付確定の事務処理がなされていた。</p> <p>要綱が制定されている以上、これに則り交付事務を行わなければならぬ。実態が要綱に合わないのであれば、要綱改正の検討も含め、適正に処理されたい。</p>	<p>平成 25 年度受入事業から適正な事務処理を行えるよう、「熊本市・サンアントニオ市交換留学生（高校生）受入事業実施要綱」の改正を行った。</p> <p>【主な見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター掛金及び制服・教科書等物品購入費については、領収書等による実費額の確認を徹底することとした。 ・研修旅行費の旅費については、熊本市職員等の旅費支給に関する条例に準じて算定した金額を支給することとし、旅費以外については領収書等による実費額の確認を徹底することとした。 ・交通費（通学等）については、受入留学生の交通費の算定に係る事務取扱要領を制定し、これに基づき算定した額を支給することとした。 	<p>平成 25 年 7 月 1 日 (施行)</p>

平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務）の結果に対する措置

教育委員会事務局 千原台高等学校

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><行政財産の使用許可について></p> <p>自動販売機やガス整圧器の設置等 7 件に係る行政財産の目的外の使用許可申請において、次の事項について条例等に従って適正に手続きを行わせたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊本市公有財産管理事務の手引きにおいては、使用許可書の交付の際、使用者から請書を提出させることとされているが、それを徴していなかった。 ・条例等では、使用料は前納とされ、使用料は使用許可と同時にその全額を納付させなければならないとされているが、平成 24 年 12 月 6 日の監査時点でそれを徴していなかった。 	<p>指摘事項については、担当者および事務執行上の関係職員から、詳細な事情聴取、状況の把握を行い、</p> <p>① 請書については、12 月 4 日の監査からの指摘後速やかに対応し、徴取した。</p> <p>② 使用料については、平成 25 年 1 月 17 日をもって全て納付完了とした。また、今後、関係法令等に基づき、適切な事務処理を行うため、案件毎にチェックリストを作成し、再発防止に努めることとした。今年度はチェックリストにより、適切な対応を行っている。（チェックリスト添付）</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 24 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

都市建設局 西部土木センター工務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>< 1・1 L型擁壁基礎コンクリート型枠の積算について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部土木センター ・工事名 沖新町第10号線道路改良工事 ・工期 平成23年11月24日から平成24年2月29日まで ・工事請負額 5,194,174円 <p>L型擁壁の基礎工事において、基礎コンクリート型枠の片側型枠を誤って両側型枠として積算したため、過大設計となっていた。</p>	<p>< 1・1 L型擁壁基礎コンクリート型枠の積算について></p> <p>積算時において、現場状況を確認のうえ、熊本市公共（建設）工事照査実施要領に基づく精査の徹底を図ることとした。</p>	<p>< 1・1 L型擁壁基礎コンクリート型枠の積算について></p> <p>平成25年 4月25日</p>
<p>< 1・2 樹木伐採工・伐根工の積算について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道高架関連整備室 ・工事名 都市計画道路野口清水線道路改築工事（その1） ・工期 平成24年6月28日から平成24年10月15日まで ・工事請負額 7,208,537円 <p>樹木の伐採及び伐根工事の設計単価について、10本当りを誤って100本当りとして積算したため、過小設計となっていた。</p> <p>この事項は、積算時における設計図書の精査が適正に行われていれば発生しなかったものである。</p> <p>執行課におかれでは、「熊本市公共（建設）工事照査実施要領」の作成趣旨を再認識され、精査の徹底を図られるなど、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>< 1・2 樹木伐採工・伐根工の積算について></p> <p>指摘事項については、公共工事の適切な設計を実施するため、熊本市公共（建設）工事照査実施要領により、照査業務を徹底している。</p>	<p>< 1・2 樹木伐採工・伐根工の積算について></p> <p>平成25年 5月13日</p>

平成 24 年度一般・特会定期監査（工事）の結果に対する措置

都市建設局 東部土木センター工務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><現場打ち側溝蓋の施工について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 菅原町出水七丁目第1号線道路改良工事 ・工期 平成24年2月27日から平成24年7月4日まで ・工事請負額 40,231,971円 <p>U型側溝の排水工事について、二次製品の側溝蓋が使用できないところは、現場で側溝蓋を製作する。施工方法は、U型側溝の頸部分（約5cm）のほぼ中心まで鉄筋（φ13mm）を配筋し施工しなければならないが、その製作の一部に頸係りのないものが見られた。</p> <p>この事項は、施工時に執行課で確認していれば発生しなかったものである。</p> <p>執行課におかれでは、現場での確認行為を請負業者と特記仕様書等により共有され、適正な事業の執行に努められたい。</p>	<p>指摘箇所の現場打ち側溝蓋については、配筋の施工不良が認められるため、平成25年4月28日に手直しを行なった。今後、不可視となる部分の施工については、事前に工事週報で把握するとともに、現場での段階確認を徹底する。</p>	<p>平成25年 4月28日</p>

平成 21 年度公営企業会計定期監査（工事）の結果に対する措置

上下水道局 計画調整課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>耐震診断業務委託の方針決定と評価について（委託名：東部浄化センター A 系旧管理棟外 2 耐震診断業務委託）</p> <p>本委託は、「熊本市建築物耐震促進計画」に基づき、下水道施設の耐震化を促進するために耐震診断を行うものである。</p> <p>耐震診断は耐震化施策の基礎となるデータを作成する重要な業務であることから、事前に計算方法や各係数等を検討し、診断の方針及び目標を決定してから発注すべきものである。</p> <p>耐震診断においては、既存構造物の耐震性能が確保できているかを判断することから、委託した成果品の内容を確認するためには極めて高度な構造計算の知識が必要である。このため学校建築物や市有建築物の耐震診断業務委託においては、委託受注者に第三者機関である耐震判定機関の評価を義務付けている。</p> <p>本委託において、上記事項について不十分と思われる事項が見受けられたので、今後は早急に診断の方針及び目標を精査されるとともに、委託受注者に第三者機関の評価を義務付ける等の方策を講じられたい。</p>	<p>指摘事項の 1 点目「耐震診断については、事前に計算方法や各係数などの診断方針及び目標を設定して発注すべき」は、特記仕様書に診断結果が異なる 2 つの準拠図書（「防災協会指針」、「官庁施設指針」）を横並びで記載していたものである。このため、平成 22 年度発注からは「官庁施設指針」における計算方法及び目標のみを基準として発注している。</p> <p>2 点目の「第 3 者機関である耐震判定機関の評価を義務付けるべき」との指摘は、平成 22 年度からの耐震診断業務委託について、第 3 者機関の評価を併せて発注を行っている。</p> <p>また、監査対象の「東部浄化センター A 系旧管理棟外 2 耐震診断業務委託」は平成 22 年度に第 3 者評価機関審査業務を発注し、耐震判定機関の評価を実施した。</p>	<p>平成 22 年 4 月 1 日</p>

平成 22 年度公営企業会計定期監査（財務）の結果に対する措置

上下水道局 料金課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>【指摘事項 4】現金領収帳の取扱いについて</p> <p>(3) 料金課では、戸別訪問等による支払催告及び集金並びに転居精算に伴う検針及び集金等に関する業務を私人（A 法人）に委託している。私人（A 法人）が使用している領収帳の中に、実際に現金を受領した日と交付した領収証の日付が異なるなどの不適切な取扱いがあったにもかかわらず、その状況を把握していなかった。</p> <p>また、私人（A 法人）が交付している領収証の発行者名は、委託を受けた私人（A 法人）名とすべきところを、上下水道事業管理者名で取り扱われていた。</p>	<p>A 法人に対して、領収帳の適正な使用を指導した。また領収証の発行者名は、手書き領収証だけではなく、料金システムの一部であるハンディターミナルでも発行しているため、上下水道総合管理システムの開発に併せ、指摘のとおり改善し、11月1日からの稼動に合わせ、私人名での運用を開始した。</p>	<p>前段： 平成 22 年 11 月 30 日</p> <p>後段： 平成 25 年 11 月 1 日</p>

平成 24 年度公営企業会計定期監査（財務）の結果に対する措置

上下水道局 総務課、経営企画課、料金課、
給排水設備課、西部上下水道センター
北部上下水道センター、管路維持課、水運用課

指摘事項等	措置内容	措置日
予定価格調書を省略する場合において、予定価格が定められていないもの、予定価格調書を省略する根拠規定の記載がないもの、また、予定価格は定められてはいるものの、予定価格を算定する根拠が記載されていないものがあった。	契約事務マニュアルに基づき、予定価格について適切な記載を行うとともに、契約事務チェックリストの活用により、記載漏れにも留意している。	平成 25 年 2 月 7 日
見積書の徵取を 1 通とする根拠規定は記載されているものの、相手方を選定した理由が記載されていないものがあった。	契約事務マニュアルに基づき、相手方選定理由について適切な記載を行うとともに、契約事務チェックリストの活用により、記載漏れにも留意している。	平成 25 年 2 月 7 日
実施伺の決裁後でなければ見積書の徵取など対外的な折衝についてはできないにもかかわらず、実施伺に契約相手や契約金額など見積書を徵取した結果が記載されているものがあった。	契約事務マニュアルに基づき、実施伺について適切な記載を行うとともに、契約事務チェックリストの活用により、記載漏れにも留意している。	平成 25 年 2 月 7 日

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

観光文化交流局 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><参加料の徴収と管理について></p> <p>スポーツフェスタの参加料は、各競技の参加者から現金又は郵便振替で収入し、実行委員会の口座に入金している。参加料収入を確認したところ、実行委員会が作成した経理簿（＝通帳の入金記録）の合計額と、領収書控の合計額が合致しなかった。また、参加申込書の保管と参加者名簿の記載に不備があり、欠席者や有料・無料の参加者に関する記録がないこと、領収書の内訳の記載が不十分であり、競技ごとの参加料収入も確認できなかった。</p> <p>監査に提示された資料に基づいて照査した結果、経理簿（＝通帳の入金記録）の金額から領収書控の合計額を差引いた金額は、春季△100円、夏季△2,400円、秋季△5,400円、冬季800円それぞれ相違していた。</p> <p>収入に係る証拠書類の作成と保管は適切に行い、収入金の管理に疑義が生じないように管理を徹底されたい。</p>	<p>熊本市民スポーツフェスタ参加者からの収入金の管理については、参加者名簿、領収証等の記載内容に不備が無いよう記載するとともに、経理簿と預金通帳を定期的に突合することにより管理を徹底するよう改めた。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 21 年度財政援助団体等監査の結果に対する措置

観光文化交流局 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><実行委員会の経理規定等の整備について></p> <p>熊本市民スポーツフェスタ実行委員会会則によると、第 11 条第 3 項では、「事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。」、第 13 条第 2 項では、「本会の会計に關し必要な事項は、会長が別に定める。」とされている。</p> <p>しかしながら、事務局の決裁区分、会計、契約等に係る規定は作成されておらず、実際の経理は、ほぼ官庁会計方式によるものとされており、事務局長決裁により行われていた。</p> <p>公金である補助金を受けて行う事業の経理は、適正な執行が求められるものであり、経理事務や契約事務等の執行を行う基準として経理規程等を定めるべきである。</p> <p>実行委員会としての機動性を損なわないよう、実態に応じた経理規程等を整備し、適正な経理事務を行わ</p> <p>れたい。</p>	<p>熊本市民スポーツフェスタ実行委員会の会計に關する必要事項に關しては、平成 23 年 4 月 1 日施行の熊本市民スポーツフェスタ実行委員会事務局規程細則において規定した。また、平成 25 年度からチェック体制を強化し収入金の管理等を徹底するとともに、適正な経理事務や契約事務等を行うよう改めた。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 20 年度行政監査の結果に対する措置
～テーマ：指定管理者による施設管理について～

企画振興局 生涯学習推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指定管理者による施設管理について＞</p> <p>○協定書や仕様書の内容について</p> <p>一部の施設において、本来指定管理料に含めて指定管理者が行うべきと思われる業務を市が行っている施設が見られた。民間事業者の活用による効果的、効率的な運営を目的とした指定管理者制度の趣旨に沿った協定の締結に努められたい。</p>	<p>指定管理者制度は、基本的には、対象となる公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定している。</p> <p>しかしながら、施設の形状や市特有の事情を踏まえ、条例で業務の範囲を定めることにより、施設の管理の一部分のみを指定管理者に行わせることが可能である。</p> <p>このようなことから、機械警備等の委託業務については、指定管理者が個別に機械警備等の契約を行うよりも、市において一括して契約を行ったほうが効率的・効果的であり、特に経費的な面において委託料を抑制する効果があるため、今後もこれらの委託業務については市が直接執行することとした。</p> <p>(施設 1 箇所当たりの委託設計額平均 2 8 4 千円、契約額平均 1 2 8 千円)</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 20 年度行政監査の結果に対する措置
～テーマ：指定管理者による施設管理について～

企画振興局 生涯学習推進課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指定管理者による施設管理について></p> <p>○指定管理者制度の運用について</p> <p>利用料収入の多い一部の地域コミュニティセンターにおいて、過剰とも言える指定管理料の実態が生じていることから、個々の施設の実情や地域づくりに果たすその役割も踏まえながら、指定管理料の算定のあり方を再検討されたい。</p>	<p>地域コミュニティセンターの指定管理料のありかたについては、市が策定している「公の施設の指定管理者制度に関する指針」に基づき積算を行うこととし、指針において、指定管理料の基準価格の算定は、積算総額から利用料金総額を差し引いたものとされており、地域コミュニティセンターの指定管理料の基準価格についても同様の算定方法によるものとした。</p> <p>地域コミュニティセンターは、設置目的、施設規模、設置状況及び管理運営体制等に差異がないことから、全地域コミュニティセンターに共通する一つの指定管理料の基準価格を定めることとし、その基準価格は、過去 3 年間の総支出額の平均額である 3,800 千円から、利用料総額は同じく過去 3 年間の平均額を算出し、1,400 千円を差し引いた、2,400 千円と定めた。</p> <p>設置目的や施設規模等に差異はないものの、立地条件や地域状況等による利用料収入総額の格差の取り扱いについては、利用料収入総額 1,400 千円を超える地域コミュニティセンターについては、指針に沿って利用料収入総額の概ね 2 倍の 2,800 千円までは、主催・共催事業、備品整備等地域還元を行うこととし、それを超えた部分については過大な収入と認め、次回の指定管理料から減額を行う、あるいは新たな地域還元を行わせるなど対応について地域コミュニティセンターと協議を行うこととする。</p> <p>利用料金総額 1,400 千円を下回る地域コミュニティセンターについては、不足分について指定管理料を増額するのではなく、健全な経営を行なうために安定した収入が得られるよう減免団体等の見直しを図るなどの改善を促し、利用料収入が増えるような指導・助言等を行い対応していくこととする。</p> <p>これらのことについて、熊本市地域コミュニティセンター指定管理料の基準価格算定に係る内部規程を定め取り扱うこととした。</p>	平成 25 年 4 月 1 日

平成 20 年度行政監査の結果に対する措置
～テーマ：指定管理者による施設管理について

観光文化交流局 文化振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<指定管理者による施設管理について> ○利用料金制度の運用について 熊本市くまもと工芸会館の利用料金の減免については、条例及び規則で、会館の設置目的である事業に該当し、かつ、市長が特に必要があると認めたときは減免できる旨の規定がなされ、その減免の基準は施設開設の際に市長決裁を受けた基準が指定管理者への移行後もそのまま適用されている。しかし、基準そのものが具体性に欠け、実情にあっていないため、指定管理者において、減免すべきか、利用料金を徴収すべきか判断に苦しむ事例が見受けられた。所管課は、減免の規定が実情に合うものかどうかの検証を行い、明確かつ具体的な減免の基準を定められたい。	熊本市くまもと工芸会館利用料金減免要綱を制定。（平成 25 年 3 月 25 日市長決裁/平成 25 年 4 月 1 日施行） 同要綱の中で、明確かつ具体的な減免の基準を定めた。	平成 25 年 3 月 25 日

監委公告第 2 号

平成 26 年 1 月 31 日

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表する。

熊本市監査委員	田尻清輝
熊本市監査委員	竹原孝昭
熊本市監査委員	平塚孝一
熊本市監査委員	坂本邦彦

平成 13 年度包括外部監査の結果に対する措置

～テーマ：熊本市の下水道事業～

上下水道局 経営企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>1. 下水道使用料等の調定・収納業務について (7) 下水道部調定分に係る滞納債権の管理について 滞納債権の管理・回収状況は適切とは言えず、法規に則した手続きを確実に実行すべきである。</p> <p>①個別債権管理が不十分である。 ②強制徴収が 1 度も適用されていない。検討もなされていない。 ③不納欠損処理について、債権者の実態が十分把握できていない。 ④延滞金・督促催告手数料等追加請求処理が不十分である。</p>	<p>①滞納者リスト・滞納者整理票を作成し、債権管理できるよう措置した。（措置済） ②平成 19 年度で滞納処分の規定を整備した。（措置済） ③不納欠損処分調書を作成し、債権者の実態を把握できるようにした。（措置済） (受益者負担金・分担金) ④延滞金については、平成 25 年第 3 回定期会において、延滞金規定を削除する条例改正を行っている。 また、督促催告手数料については、条例化されておらず、今後新たに整備する予定はない。</p>	①～③ 平成 19 年 4 月 ④ 平成 25 年 10 月 4 日

平成 22 年度包括外部監査の結果に対する措置

～テーマ：熊本市教育委員会及びその関連財団等の財務に関する事務の執行について～

観光文化交流局　スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<有価証券（国債、地方債）の保有目的区分の明示について> 基本財産及び退職給与引当金として保有している有価証券は、満期保有目的で区分している。 満期保有目的の債券として区分するには、「積極的な」法人の意思決定の記録として、理事会承認に基づき議事録等へ文書として残す必要がある。	指摘に基づき、有価証券の償還期間までの保有に関して、理事会承認の上、議事録等へ明記した。	平成 23 年 3 月 31 日

平成 23 年度包括外部監査の結果に対する措置
～テーマ：熊本市病院事業の財務に関する事務の執行について～

病院局

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><病院事業の月次損益把握について></p> <p>事業管理者他、経営関与者に対し医療保険請求システムより提供される医業収益状況については、診療科別に把握され経営情報として伝達されているが、診療科別損益状況は、把握されていなかった。</p> <p>事業の経済性を追求する上で、損益情報は必須の情報であることを認識し、適時に損益情報が入手できるようシステムを構築すべきである。【経営企画課】</p>	<p>経営分析システムを導入・構築し、診療科別損益状況を月次把握することが可能となった。</p>	<p>平成 25 年 3 月</p>
<p><未収金マニュアル></p> <p>植木病院は、事務引継ぎに従い回収に努めているが、未収金回収マニュアルが整備されていない。診療未収金の発生の防止と早期の回収のため、マニュアルの作成を検討すべきである。【植木病院】</p>	<p>診療費未収金の発生防止及び回収のためのマニュアルについて作成した。</p> <p>主な取り組みとして、自己負担すべき診療費の支払が困難な患者に対し下記のとおり未集金防止策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高額療養費限度額適用認定証の利用 ○ 入院患者の退院時相談の徹底 さらに、自己負担すべき診療費未収金の回収を図るため、次の対策を実施している。 ○督促状及び催告文書の送付 前月診療費分未納者へ督促状を毎月送付しており、また、年 2 回過年度分の未集金を調べ、催告文書を発送する。 ○未収金を発生させないための手段として、医療相談窓口を設置し患者の状況に応じて各種の保険給付制度の紹介及び申請を行うにあたっての助言、指導や入院患者の退院時納付相談等を実施しており、今後も引き続き未収金の防止及び回収に努めていく。 	<p>平成 25 年 2 月</p>

平成 23 年度包括外部監査の結果に対する措置
～テーマ：熊本市病院事業の財務に関する事務の執行について～

病院局

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><契約事務について：植木病院></p> <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 2 号に基づく随意契約が行われているが、同号の要件に該当せず随意契約は不適切と認められる契約が多数存在する。随意契約とは、競争の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結するもので、一般競争入札を原則とする契約締結の特例的な方法であることを十分に認識する必要がある。</p> <p>第 2 号を根拠とした随意契約とすることが妥当かどうかを、個別具体的に判断する必要があることはいうまでもない。</p> <p>競争入札に適さない契約であれば、なぜ、競争入札に付さないのか、その理由を実施伺いに具体的に示したうえで契約すべきである。</p> <p>また、患者給食委託業務契約は、企画提案（コンペ）方式とすることも有効である。</p>	<p>平成 23 年度より引き続き契約案件すべての見直しを実施、締結時におけるチェック体制の更なる強化を徹底するとともに、契約案件毎に業務内容の精査等を行い、内容の検討とその業務内容に応じた契約方法（随意契約・入札）の精査を継続して行うこととした。</p> <p>また、平成 25 年度においても、患者給食委託業務契約や医療事務委託業務について「熊本市業務委託における総合評価落札方式ガイドライン」に基づき総合評価による入札を実施した。</p>	平成 25 年 4 月

平成 24 年度包括外部監査の結果に対する措置
～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

健康福祉子ども局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><「一時預かりの申込手続きは適切に行われているか」について></p> <p>一時預かりの申し込み手続きについて、一時預かりの申込み状況を確認したところ、抽出サンプル 10 件中 9 件は適切であったが、1 件については利用料金の保護者確認欄の署名がなされていなかった。</p> <p>後日、利用料金について保護者との間で問題となることも考えられるため、署名は確実に行うことが必要である。</p>	<p>一時預かりの申し込み手続き時に保護者確認欄等の記入項目について 2 名以上の職員で確認するよう徹底した。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>
<p><「延長保育の申込は適切に行われているか」について></p> <p>延長保育の申込み状況について、抽出サンプル 10 件中 8 件は適切であったが、2 件については利用料金の保護者確認欄の記載がなかった。</p> <p>後日、利用料金について保護者との間で問題となることも考えられるため、署名は確実に行うことが必要である。</p>	<p>延長保育の申し込み手続き時に保護者確認欄等の記入項目について 2 名以上の職員で確認することとした。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>
<p><「取引業者からの見積書、請求書及び完了届」について></p> <p>見積書、請求書、完了届の日付の数字が同一人物の筆跡であるものが散見された。</p> <p>見積書、請求書、完了届の日付を市の担当者が自由に記入できるとすれば、支払時期を担当者が決められることになり、不正支払や預けなどの不正行為に利用されやすい。見積書、請求書、完了届の日付は、市の担当者が記入すべきものではなく取引業者が記入すべきである。</p>	<p>見積書、請求書、完了届を受け取るときに日付などの確認を行い、日付の記載漏れなどがある場合は、取引業者に記入してもらうように徹底した。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

平成 24 年度包括外部監査の結果に対する措置
～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

健康福祉子ども局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><市立保育所における現金の収納手続きについて></p> <p>現場視察を行った 4 園について、クラス費、用品代等は一時預かり金ではあるが、保育所で現金管理する必要がある。收支差額が出ないものについては、仕入先またはクラスごとに預り金を管理しているだけであり、收支差額が本当に出なかったのかの資料整備がされておらず、確認することができなかった。各保育所において、統一的な取扱いルールが定められていない。</p> <p>預かり現金については、不正に流用されるリスクが高いと考えられるため、公金以外の收支差額が出ないものについても、各保育所で統一的な収支の状況が検証できる現金出納帳等の帳簿を整備する必要がある。</p> <p>各保育所の状況は、以下の通りであった。</p> <p>《本荘保育園》</p> <p>本荘保育園では、延長保育、一時預り保育についての保育料および、クラス費、用品代等について保護者から現金を預かり、保育所で管理している。</p> <p>クラス費、用品代等は現在、仕入先ごとに個別管理している。また、クラス費は年度末に保護者に対し会計報告を行い、残金について返金している。さらに、会計監査として保護者会より選任された監査員 2 名の承認を得ている。</p> <p>《城東保育園》</p> <p>城東保育園でも本荘保育園と同様に延長保育、一時預り保育についての保育料およびクラス費、用品代等について現金を收受している。</p> <p>クラス費、用品代については各クラスの担任が集計しクラスごとに管理している。また、返金はその都度行い、取引後の残高がゼロとなるようにしている。</p> <p>《梶尾保育園・菱形保育園》</p> <p>梶尾・菱形保育園では、延長保育・一時預り保育についての保育料および用品代、雑費等について保護者から預かり、保育所で管理している。</p> <p>現在は、購入先ごとに預り金を管理しており、基本的には收支差額が出ないものの、收支差額が出るようなものについては、保護者に会計報告を行い、残金について返金するなどの対応がとられている。</p>	<p>クラス費、用品代等の一時預かり金については各保育所で統一の現金出納帳による統一的な管理を行うこととした。</p>	平成 25 年 4 月 1 日

平成 24 年度包括外部監査の結果に対する措置
～テーマ：熊本市の保育事業の執行について～

健康福祉子ども局 保育幼稚園課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><民営化の候補者選定手続について></p> <p>民営化の候補者選定手続は、主要部分について熊本市職員が関与せず外部者により構成された引受法人選考委員会が関与するなど選考の客観性・公平性が確保され適切な手続きで実施されていた。</p> <p>ただし、候補者選考過程で以下のような事実があった。</p> <p>そもそも候補者選定に際しては、民営化した保育所の適切な運営を確保するため、保育所経営に関する理事長候補者と保育所運営に関する園長候補者の面接審査を行っている。</p> <p>したがって、民営化される保育所の経営と運営は、審査を経た理事長並びに園長によって行われることになるはずである。</p> <p>しかし、候補者選定後に当該候補者の事務組織体制が、従来の市の指導する体制に違反するとして理事長を交代させ理事長・園長兼務で民営化後の保育所を経営させた事実があった。</p> <p>これは、引受法人選考委員会が選考した引受法人とは、異なる体制で民営化後の保育所が経営されることであり、引受法人選考委員会の選考結果と異なることになる。事後的な体制変更は、信義則に反すると言わざるを得ない。</p> <p>本来、当該事案は、保育幼稚園課が実施した資格審査の際に指摘是正されるべきものであり、担当者の見落としに起因するものである。このような事案が発生しないよう慎重な資格審査が求められる。</p>	<p>引受法人の選考における資格審査については、複数体制で各業務の担当者において厳格に内容確認を行うこととした。</p> <p>また、その後の民営化における引受法人の募集要項には、応募計画の重要事項(整備場所、寄付金、施設長等)の変更是原則として認めない等の選定の取り消しに関する事項を明記している。</p>	<p>平成 25 年 4 月 1 日</p>

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 1 号

平成 26 年 1 月 23 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

1 日時 平成 26 年 1 月 28 日（火）午後 1 時

2 場所 J A 熊本市本店 4 階大ホール

3 議題 平成 26 年農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について

農 委 公 告 第 2 号

平成 26 年 1 月 31 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

1 日時 平成 26 年 2 月 7 日（金）午後 3 時

2 場所 市役所 14 階大ホール

3 議題

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請

第 4 号議案 競売買受適格証明願（転用目的）

第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11 号）